



営農型太陽光発電の最前線

～農地法施行規則の一部改正について～

一般社団法人日本PVプランナー協会

専務理事 馬上丈司

日本PVプランナー協会は

太陽光発電の普及を通じて脱炭素化社会の実現に貢献することを
宣言します。

今日お話しするテーマ：農地法施行規則の一部改正

1. 営農型太陽光発電のおおまかな制度見直しの流れ
2. 農地法施行規則の一部を改正する省令
3. 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン
4. 営農型太陽光発電の実務用Q & A

おおまかな制度見直しの流れ

2022年頃からの動き

おおまかな時系列

- 2018年5月 : **平成30年5月15日30農振第78号** 発出 (10年許可が導入)
- 2021年5月 : みどりの食料システム戦略 発行
- 2021年11月 : **営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2021年版** 発行
- 2022年2月 : 今後の望ましい営農型太陽光発電のあり方を検討する有識者会議
- 2022年3月 : **令和4年3月31日3農振第2887号** 発出
- 2023年2月 : 第3回 農地法制の在り方に関する研究会
- 2023年3月 : **自民党総合農林政策調査会 営農型太陽光発電PT** 発足
- 2023年4月 : **営農型太陽光発電システムの設計・施工ガイドライン 2023年版** 発行
- 2023年6月 : **自民党営農型太陽光発電PTにて提言案の取りまとめ**
- 2023年12月 : 農地法施行規則一部改正案並びに新ガイドラインのパブリックコメント
- 2024年4月 : **農地法施行規則一部改正案並びに新ガイドライン** が施行

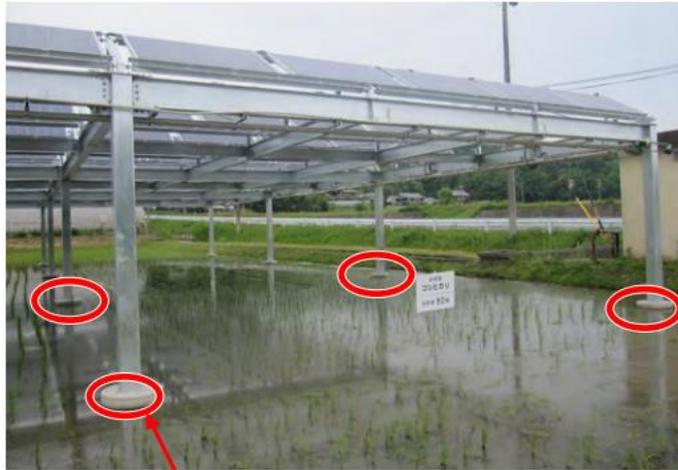
農地法制の在り方に関する研究会

- 2022年12月に発足、経営局農地政策課が事務局となって農地法制の見直しの方向性について1年かけて取りまとめ。
- 営農型太陽光発電については2023年2月の第3回研究会でテーマとして取り上げられ、つくば市・富士宮市・三好市とソーラーシェアリング推進連盟がヒアリングに参加。
- 主に地方自治体からの不適切事例に対する現行制度上の対応の困難さ等についての意見を踏まえ、後述する自民党営農型太陽光発電PTの提言も踏まえた制度見直し議論がまとめられた。

11. 営農型太陽光発電

- 営農型太陽光発電は、**農地に支柱**を立てて**上部空間に太陽光パネル**を設置し、農業生産と発電を両立する仕組み（農地の**一時転用許可**が必要）
- 営農型太陽光発電のうち**約2割**が太陽光パネルの**下部農地での営農に支障**が発生

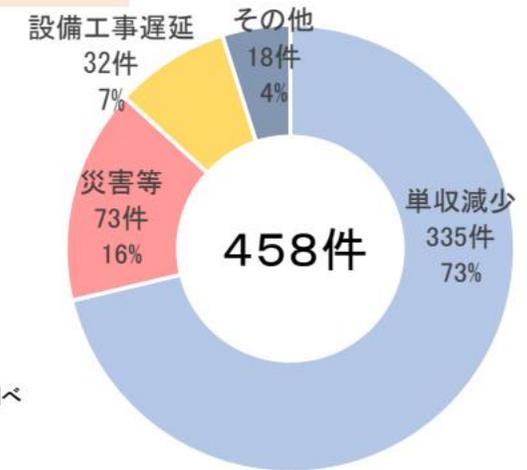
営農型太陽光発電のイメージ



支柱の基礎部分が、一時転用許可の対象

下部農地での営農への支障の割合

営農型太陽光発電設備数 (R2年度末)	2,535件
うち 支障あり	458件
割合	18%



資料: 農林水産省農村振興局農村計画課調べ

一時転用許可実績〔新規許可のフロー〕

※更新分を含む

	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	合計
新規許可件数	102件	351件	395件	404件	318件	474件	651件	779件	3,474件
下部農地の面積	17.6ha	54.7ha	84.9ha	159.3ha	79.2ha	149.6ha	182.6ha	144.8ha	872.7ha

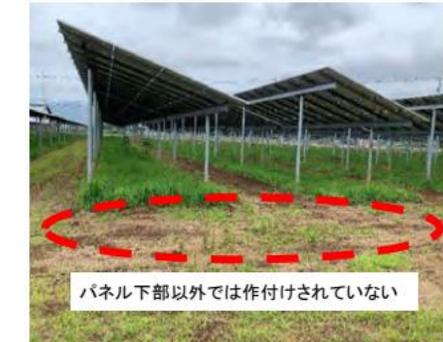
資料: 農林水産省農村振興局農村計画課調べ

不適切な営農型太陽光発電の事例

【事例①】



【事例②】



2 農地の適正利用強化策の在り方

現行制度	これまでの議論の整理
<p>【営農型太陽光発電】</p> <p>〔利用状況の確認〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者による毎年の実績報告は、農村振興局長通知に基づき実施約2割が太陽光パネルの下部農地での営農に支障が発生 <p>〔下部農地での営農への支障の割合〕</p> <p>営農型太陽光発電設備数（R2年度末） 2,535件 うち支障あり 458件（18%）</p> <p>〔一時転用許可の要件〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下部の農地での営農について、下部の農地における単収が地域の平均的な単収と比較しておおむね8割以上であること等が要件 <p>〔ヒアリング者の意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ パネル下部での作物の収量・品質の確保に加え、営農の採算性を問うため、実績報告書及び収支報告書の提出を法定化すべき ○ 地域で営農実績のない作物に係る「地域の平均的な単収」の判断方法を明確化すべき ○ 実証栽培の義務化、営農実績に基づいた一時転用期間の設定について検討すべき ○ 違反者の氏名の公表や各市町村で違反情報を共有できる仕組みを検討すべき 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 営農計画書・収支報告書及び毎年の実績報告書の提出を法令で義務付ける必要があるのではないか。また、営農が不十分な場合等は許可取消しできる仕組みを検討する必要があるのではないか ○ 違反転用者の氏名の公表や違反情報の共有できる仕組みを検討する必要があるのではないか ○ 単収8割要件の基準となる「地域の平均単収」の判断基準を示す必要があるのではないか ○ 地域計画内の農地は、営農型太陽光発電の設置について関係者の合意が得られていることを要件とする必要があるのではないか
<p>【農地の権利移動規制】（3条許可）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3条許可要件は、「農地の全てを効率的に利用する」「周囲の農地利用に支障がない」など農地利用に着目した許可。「人」の属性は対象外であるため、法令違反者であっても農地の権利取得は可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 農地の適正利用の強化の観点から、3条許可の要件に法令遵守など人の属性を求める必要があるのではないか ○ 我が国は、土地取得についてGATSを留保していないため、農地の取引について国籍のみを理由に差別的な取扱いをすることはできないのではないか

自民党 営農型太陽光発電PT

- 党農地政策検討委員会の下に設置、坂本哲志農水大臣が当時座長を務めた。
- 全5回の会合が3月から6月にかけて行われ、営農型太陽光発電の現地視察も実施された。
- 農村振興局から現状説明、営農型太陽光発電制度創設までの経緯や不適切案件の状況、再許可を認めなかった実績などが報告。
- 自治体関係者、全国農業会議所などからもヒアリングが行われ、私は第3回の会合にて事業者の立場から意見を述べた。
- 農業委員会系統組織からの政策要望が制度改正に強く反映されたか。
- 6月7日に提言がとりまとめられ、秋以降の省令改正等に反映。

営農型太陽光発電のあり方に関するとりまとめの概要

I. 課題

- 1 営農型太陽光発電は、**農業生産と再生可能エネルギーの導入を両立させることが本来の姿**。
- 2 しかしながら、関係者からのヒアリング、現地視察等の結果、以下の実態が判明。
 - ア 地域の農業者が営農改善のために始めるのではなく、**発電事業者が、転用できる農地が見つからないため営農型太陽光発電に参入し、農業に精通していない者を営農者として地域外から連れて来ることから、営農がおろそかになるケース**が散見
 - イ **営農者は、発電事業者の売電収入からの還元を前提に経営**。作物の選択や計画的な栽培・販売などを十分考慮せず、**農業経営として適切かつ継続的に取り組む意識が希薄**
- 3 制度の具体的な仕組みが**技術的助言である通知**に定められており、法令の解釈が許可権者自らの判断となるため、**許可権者は訴訟リスク等を意識し、許可取消等の厳格な対応に躊躇**

※ 営農型の多くは、FITにより一般家庭から高い電気料金を徴収して成り立っており、また、農地が課税面で優遇されているにもかかわらず、**営農が不十分である状況を放置することは、公益上問題**。

II. 見直しの方向

上記を踏まえ、**営農型太陽光発電が厳格に行われるよう**、次の措置を講ずるべき。

- 1 一時転用の許可、許可取消等の是正処分が厳格に実施されるよう、**次の事項を法令に明記**。
 - ⇒ ①一時転用に関する許可基準（収量8割要件等）、②営農が適切に行われることを示す資料（営農計画書等）の提出、③地域で作付けされていない作物等の作付理由書の提出
- 2 次の事項について、**ガイドライン等によりその目的・趣旨や考え方を明確化**し、許可権者に周知。
 - ⇒ ①一時転用許可基準の考え方、②地域計画との関係、③荒廃農地を再生利用する場合の考え方、④支柱以外の部分への影響の審査、⑤営農の適切な継続及び地域農業への適切な寄与の確認、⑥事業者の適格性の確保
- 3 事業者の適格性の確保に関する**法令違反者の氏名・法人の名称の公表**や、営農型の適確な実施が確保されない場合の**許可取消しにつながる仕組み**について、**将来的に法改正も含めて検討**。

改正後の全体の仕組み

1. 農地法施行規則（省令）

営農型太陽光発電の一時転用許可について、「提出すべき書類」と「転用を許可してはならない条件」を定めている。

2. 営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン

従来の農村振興局長通知を組み替えて、一時転用許可の運用に関する詳細な事項を定めている。

3. 営農型太陽光発電の実務用Q&A

実務レベルでの細かな判断基準などを示すもの。

農地法施行規則の 一部を改正する省令

令和6年3月4日公布

令和6年4月1日施行

省令改正の概要

- 従来は農村振興局長通知で運用されていた営農型太陽光発電の一時転用許可について、大きく下記の2点を明記。
 - 営農型太陽光発電を目的とする農地転用許可申請に際して、**提出すべき書類を提示**（第三十条第二項）
 - 営農型太陽光発電を目的とする農地転用許可申請を**許可できない理由を提示**（第四十七条第六項及び第五十七条第六項）
- 附則において、この省令の施行の際に既に一時転用許可の申請をしていたものについては従前の例によるとされている。

主な変更点（提出書類）

- 農作物の栽培計画と共に**収支計画も提出**することになった。
- 農作物について、**生産量及び品質に関するデータは計画地の立地する市町村の区域内におけるものに限られる**ようになった、
- **計画地の立地する市町村の区域内で栽培されていない農作物**または**生産に時間を要する農作物**の場合は、計画地の立地する市町村の区域内の農地において**試験的に栽培していた当該農作物に係る栽培実績書**又は**当該農作物を栽培する理由を記載した書類（及び知見を有する者の意見書）**を提出。
- **撤去費用は「設置者が負担する」と明記**。従来は「設置者が費用を負担することを基本」であった。
- **毎年の栽培実績書と収支報告書を提出することを誓約する書面**が新設。

主な変更点（許可基準）

- 単収の比較対象が「**市町村の区域内**」と明示。従来は「地域」。
- 当該市町村の区域内で栽培されていない作物の場合、一時転用許可申請時に提出する**栽培実績書や当該農作物を栽培する理由を記載した書類における単収が満たされるか否かが基準**になる。
- 毎年の栽培実績書や収支報告書が提出されない場合が追加。
- 申請者が農地法第五十一条第一項の違反転用者として原状回復等の措置を命じられている場合が追加。

営農型太陽光発電に係る 農地転用許可制度上の 取扱いに関するガイドライン

令和6年3月25日 5農振第2825号

令和6年4月1日施行

ガイドラインの概要

- 農林水産省農村振興局長名で5農振第2825号として通知発出
- 『営農型太陽光発電の取組は、**荒廃農地の発生防止や解消、農業者の所得向上等に寄与する**ものである一方、近年においては、**発電に重きを置き営農がおろそかにされ、営農型太陽光発電設備の下部の農地の利用に支障が生じている事例が散見される**ところである。』
- 『このようなことから、**営農が適切に継続されない事例を排除し、農業生産と発電を両立する**という営農型太陽光発電の本来あるべき姿とするため、農地法関係法令に定められた内容その他**営農型太陽光発電の実施に係る具体的な考え方や取扱い**について「営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン」を定めた（略）』

営農型太陽光発電の定義

『「営農型太陽光発電」とは、一時転用許可を受け、農地に簡易な構造でかつ容易に撤去できる支柱を立てて、上部空間に太陽光を電気に変換する設備（以下「営農型太陽光発電設備」という。）を設置し、営農を継続しながら発電を行う事業をいう』

栽培作物の根拠書類関係の変更

- 通常は、**a 営農型太陽光発電の計画地が所在する市町村の区域内における生産量及び品質に関するデータ、b 必要な知見を有する者の意見書、c 先行して下部の農地において耕作の事業を行う者の栽培実績**の3点。
- 営農型太陽光発電の計画地が所在する市町村において栽培されていない農作物又は生産に時間を要する農作物の場合は、**必要な知見を有する者の意見書に加えて**、a 申請者自ら又は第三者に委託して当該市町村の区域内で試験的に実施した栽培の実績か、b 単位面積当たりの収穫量（以下「単収」という。）の根拠を含む栽培理由のいずれか。
- 各種データの根拠は基本的に計画地の所在する市町村の区域内のものと明示されたほか、先行する事業者の実績も同一市町村内に限られる。

一時転用許可基準の変更点

- イ 営農型太陽光発電に係る事業終了後に当該支柱部分に係る土地が耕作の目的に供されることが確実であり、かつ申請に係る面積が必要最小限で適正と認められること。
- また、変電設備等附随する設備を設置する必要がある場合においては、原則として近隣の農地以外の土地から選定するものとし、これらの土地がないなどやむを得ず農地を一時転用して設置する場合には、その規模及び位置が適正であること。

一時転用許可基準の変更点

ウ 下部の農地における営農の適切な継続（次に掲げる場合のいずれにも該当しないことをいう。）が確実に認められること。

a 下部の農地において栽培する農作物の単収が、同じ年産の当該申請に係る農地が所在する市町村の区域内の平均的な単収と比較しておおむね2割以上減少する場合（遊休農地を再生利用する場合（下部の農地が別表の区分(2)に該当する場合をいう。以下同じ。）を除く。）（当該市町村の区域内で作付けされていない農作物又は生産に時間を要する農作物を栽培する場合にあっては、(1)ウ(イ)のa又はbの書類に記載された単収より減少する場合。）

b 遊休農地を再生利用する場合において、法第32条第1項各号に掲げる遊休農地に該当することとなる場合。

c 下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じるおそれがあると認められる場合

一時転用許可基準の変更点（全文新設）

ク 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画の区域内において営農型太陽光発電を行う場合は、当該地域計画に係る協議の場において、農地の利用の集積その他の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないとして、営農型太陽光発電の実施について合意を得た土地の区域内において行うものであること。 この場合における協議の場の進め方については、次のほか、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）によること。

a **農業委員会**は、地域計画の区域内で営農型太陽光発電に係る事業の実施について相談を受けている場合は、協議の場において、当該事業に関する情報及び農地法第4条第6項第4号及び第5号の適合性に係る見解を情報提供する。また、営農型太陽光発電設備の設置者等は、当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画、設置場所を示す地図等を説明する。

b **協議の場の参加者**は、営農型太陽光発電設備の設置者等から当該農用地で営農型太陽光発電事業を実施することとなった経緯や営農計画等の説明及び農業委員会からの情報提供等を踏まえつつ、農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の地域計画の区域における農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないかを確認する。

c **市町村**は、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がないことを確認し、営農型太陽光発電事業の実施に問題がないとの結論を得た場合は、協議の場の取りまとめにその旨を記載し、添付する地図に該当箇所を表示（協議の場の取りまとめは公表）。

一時転用許可に当たっての留意事項

農地転用許可権者は、一時転用許可に当たっては、次の事項にも留意するものとする。

ア 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取

支柱部分の一時転用許可に当たっては、下部の農地における営農の適切な継続を確認する必要があるところ、審査は支柱部分のみならず下部の農地全体に及ぶこととなる。このため農業委員会は、一時転用許可申請に係る意見書を作成する場合において、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が30アールを超える場合は、法第4条第5項に基づき、都道府県農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）に意見を聴くことが適当と考えられる。

イ 許可基準の適合性等に係る国への相談

アの考えのもと、農地転用許可権者は、申請に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超える場合は、許可基準の適合性等について地方農政局（北海道にあっては農村振興局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局等」という。）の農地転用担当部局に相談することが望ましい。

一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

3 一時転用許可期間中の栽培実績及び収支の報告

(1) 営農型太陽光発電設備の支柱部分について一時転用許可を受けた者は、毎年、栽培実績及び収支の状況を翌年2月末日までに農地転用許可権者に報告するものとする。

① 栽培実績書（別紙様式例第10号）

ア 下部の農地において農作物が収穫されている場合には、収穫された農作物の生産に係る状況

イ 下部の農地において農作物の栽培が行われているが、その収穫が行われていない場合には、収穫が行われていない理由及び同じ生育段階にある農作物と比較した場合の生育状況

なお、ア又はイの報告に当たっては、報告内容が適切であるかについて、必要な知見を有する者（例えば、普及指導員、試験研究機関等）の確認を受けるものとする。

② 収支報告書（別紙様式例第11号）

下部の農地における営農等（発電収入や発電事業者からの営農協力金等を含む。）の収支の状況

3. 下部農地における収支の見込

1年目		2年目		3年目		4年目		5年目		6年目		7年目		8年目		9年目		10年目			
科目	金額(円)																				
収入金額	販売金額	販売金額	販売金額																		
	自家消費	自家消費	自家消費																		
	雑収入	雑収入	雑収入																		
	(発電収入)	(発電収入)																			
	(営農協力金)	(営農協力金)																			
小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)		小計(A)	
支出金額	種苗費	種苗費	種苗費																		
	肥料費	肥料費	肥料費																		
	農機具費	農機具費	農機具費																		
	農薬・衛生費	農薬・衛生費	農薬・衛生費																		
	動力光熱費	動力光熱費	動力光熱費																		
	修繕費	修繕費																			
	人件費	人件費																			
	地代・賃借料	地代・賃借料																			
	農業共済掛金	農業共済掛金	農業共済掛金																		
	減価償却費	減価償却費	減価償却費																		
	土地改良費	土地改良費	土地改良費																		
雑費	雑費																				
租税公課	租税公課																				
小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)		小計(B)	
差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)		差引金額(A-B)	

(記載要領)

- ・「科目」は収支科目の主要なものを記入していますので、適宜、追記削除をお願いします。
- ・「発電収入」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が同一である場合において、売電による収入がある場合に記入してください。
- ・「営農協力金」の欄は、営農型太陽光発電設備の設置者と下部農地の営農者が異なる場合において、設置者から営農協力金等を受領している場合に記入してください。

転用事業の進捗状況の把握と申請者への指導

4 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等

(1) 農地転用許可権者は、3の報告及び事務処理要領別紙1の第4の6の(3)の方法により、一時転用許可後の転用事業の進捗状況を確認するとともに、次に該当する事案について、毎年度現地調査を行うものとする。

① 一時転用に係る支柱部分の面積と下部の農地面積の合計が4ヘクタールを超えるもの

② 3(1)①の栽培実績書において、下部の農地に係る営農に支障が生じていると判断されるもの

なお、①の現地調査に当たっては、地方農政局等の農地転用担当部局に同行を要請することが望ましい。

(2) 農地転用許可権者は、(1)の確認及び現地調査により、市町村の区域内の同一作物の単収より概ね2割以上減少している場合や、同一作物の生育段階と比較して生育状況に支障がみられる場合等営農の適切な継続が確保されなくなったとき又はこれが確保されないと見込まれるときには、一時転用許可を受けた者に対して、必要な改善措置を講ずるよう指導するものとする。

なお、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情（台風等による自然災害の被災、下部の農地において営農する者（以下「営農者」という。）の病気療養等。5のなお書きにおいて同じ。）があると認められる場合は、当該事情も考慮して指導を行うものとする。

転用事業の進捗状況の把握と 申請者への指導

(3) 農地転用許可権者は、営農が行われない場合、営農型太陽光発電に係る事業が廃止される場合又は(2)の指導にもかかわらず必要な改善措置が講じられない場合には、一時転用許可を受けた者に対して、支柱を含む営農型太陽光発電設備を撤去するよう指導するものとする。

さらに一時転用許可を受けた者が、当該指導に従わないときは、事務処理要領別紙1の第4の6(1)イ(ア)に基づき、勧告や法第51条第1項の規定による処分又は命令(以下「勧告等」という。)を行うことを検討するものとする。

(4) 農地転用許可権者は、一時転用許可を受けた者に対して勧告等を行った場合は、その内容を地方農政局長等に報告(指定市町村の長はその写しを都道府県知事に送付)し、当該報告を受けた地方農政局長及び内閣府沖縄総合事務局長は、農村振興局長に報告するものとする。

また、当該事業が再エネ特措法に基づく買取制度(FIT)や補助金(FIP)を活用するものである場合は、当該勧告等を行った旨を、当該施設が所在する都道府県を所管する地方経済産業局に報告(別紙様式例第12号による通知又は再エネ特措法認定システムへの措置内容の入力)すること。

転用事業の情報集計と指導・確認

(5) (4)の報告を受けた農村振興局長は、営農型太陽光発電に係る違反状況集計表（別紙様式例第13号）にその内容を取りまとめ、その都度各地方公共団体と情報共有すること。

(6) 農地転用許可権者は、営農の適切な継続のため作物の変更を行いたい旨の報告を受けた場合、営農型太陽光発電に係る事業を第三者に承継する旨の報告を受けた場合又は、営農型太陽光発電設備を改築する旨の報告を受けた場合において、事情がやむを得ないと認められる場合は、事業計画の変更や一時転用許可申請等、必要な手続について指導を行うこと。

(7) 農地転用許可権者は、(1)の転用事業の進捗状況の確認等と併せて、収支報告書と営農計画の収支の見込みを比較し、計画に沿った農業経営が行われているかを確認するものとする。

その際、営農型太陽光発電に係る売電の収益が、営農者の農業経営の維持発展に寄与し、もって地域の持続的な農業生産につながっているか否かについても検討するよう努めることとし、必要に応じて、設置者及び営農者と意見交換を行うことが望ましい。

(8) 農地転用許可権者は、(1)から(7)までの事務を的確に行うため、営農型太陽光発電設備の設置に関する情報を記録した台帳を作成及び保管するものとする（別紙様式例第14号）。

一時転用許可の期間満了後の再許可

5 一時転用許可の期間満了後における再許可

一時転用許可の期間が満了する場合には、農地転用許可権者は、2の手続に準じた手続により、再度一時転用許可を行うことができるものとする。この場合、それまでの転用期間における下部の農地での営農の状況を十分勘案して総合的に判断するものとする。

なお、それまでの転用期間において、営農型太陽光発電設備の設置が原因とはいえないやむを得ない事情により、下部の農地の利用の程度が著しく劣っていることや下部の農地において単収が減少していること等が見られる年がある場合には、その事情及びその他の年の営農の状況を十分勘案して判断するものとする。

また、当初許可において、遊休農地に該当するとして2の(2)のウのaの要件（同じ年の地域の平均的な単収と比較して2割以上減少しないこと）を適用しなかった場合においても、再許可時には遊休農地でなくなっていることから、当該要件が適用されることに留意すること。

主な変更点のまとめ

- 省令に明記された農地転用許可申請書類の様式追加
- 栽培作物の根拠書類関係の変更や明文化（区域を市町村に限定など）
- 一時転用許可基準の見直し（特に地域計画との整合）
- 遊休農地（荒廃農地）を再生利用する場合の取り扱いの見直し
- 都道府県農業委員会ネットワーク機構への意見聴取、許可基準の適合性等に係る国への相談の取り扱い追記
- 農地転用許可権者による転用事業の進捗状況の把握及び申請者に対する指導等の項目拡充
- 営農型太陽光発電事業に関する事例情報の取り扱いなどの整理

営農型太陽光発電の実務用 Q & A

令和6年5月改訂版

Q&Aの位置づけ

- 今般の営農型太陽光発電に関する一連の制度改正により、まず一時転用許可に関する原則論が省令に位置づけられ、従来の通知が新ガイドラインとしてより詳細な制度設計について示すものとなった。
- その上で、現場レベルでの制度運用における解釈上の問題などに対する一定の回答や方針がQ&Aにおいて示されているという整理であり、制度の運用実態にあわせて適宜加筆修正がなされてきている。
- Q&Aとしては設備設置者である発電事業者向けと、行政担当者向けの2つが公開されており、それぞれを対照することで制度理解が深められる。

実際のQ&A集を見ながら解説します

Q&Aから見えてくるもの

- 営農型太陽光発電の制度化の背景や各種見直しの事情なども、ある程度詳述されている。
- 架台設計などについては、杭基礎が不可と記載されているなど設備実態やNEDOのガイドライン等と相違している部分も見られる。
- あくまでもQ&Aは許可判断を行う農業委員会や許可権者の参考資料という解釈であり、個別案件においてはQ&Aの記載事項と異なった運用判断がなされることもあることに注意が必要。

今後の政策動向

- 今年度からFIT/FIP法が改正され、法令違反等の状態にある発電事業の交付金停止措置が可能となり、それが営農型太陽光発電事業にも適用されてくるとみられる。（営農の是正指導に応じない事例など）
- 食料・農業・農村基本法の改正案が成立後、食料・農業・農村基本計画の見直しが始まる中で営農型太陽光発電を含む農業・農村の再生可能エネルギーへの取り組みがどう盛り込まれるか。
- 第7次エネルギー基本計画の議論の中で、太陽光発電の導入見通しがどのように設定されるか。その中で営農型太陽光発電を含む農地利用がどの程度盛り込まれるか。

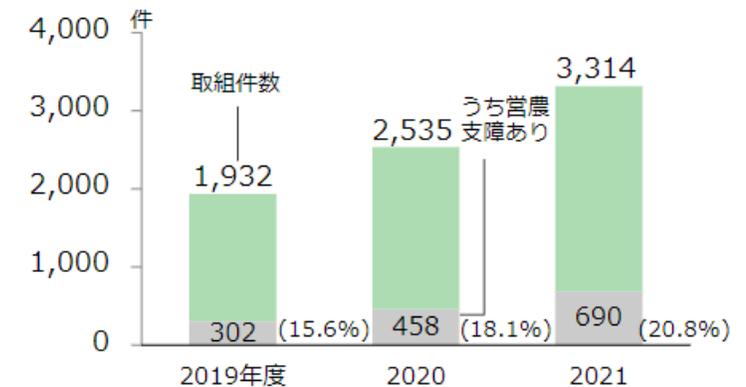
食料・農業・農村白書における記述

- 令和5年度 食料・農業・農村白書では第2章 環境と調和のとれた食料システムの確立において、ネガティブな表現で取り上げられている。

営農型太陽光発電の取組は拡大傾向にある一方、下部農地での営農に支障が生じるケースも発生

- 営農を継続しながら発電を行う営農型太陽光発電の取組面積は年々増加しており、2021年度は前年度に比べ149ha増加し1,007ha
- 一方、2021年度末時点で存続している取組のうち約2割で農地の管理が適切に行われず営農に支障が生じている状況。事業者起因して支障が生じている取組に対し、農業委員会又は農地転用許可権者により、営農状況の改善に向けた指導が行われているものの、改善指導に従わなかった結果、事業の継続に必要な農地転用の再許可が認められないケースも発生
- 2024年3月に、一時転用の許可基準等を法令に位置付けるとともに、ガイドラインの作成を実施

下部農地での営農への支障の発生状況



資料：農林水産省作成

基本法の改正方向（環境と調和のとれた産業への転換）

基本理念

環境と調和のとれた
食料システムの確立（第3条）
多面的機能の発揮（第4条）

・環境負荷低減を通じた
環境と調和のとれた
食料システムの確立

・多面的機能の発揮

※ 農業の持続的な発展（第5条）
においても、これに併せて環境負荷
低減を明記

基本的施策

食料施策

- 食品産業の持続的な発展に向けた、環境負荷低減等の食料の持続的な供給に資する事業活動の促進（第20条） 等

農業施策

- 将来の農業生産の目指す方向性として、「生産性の向上」（第30条）、
「付加価値の向上」（第31条）とともに、「環境負荷低減」を位置付け（第32条）
- 自然循環機能の維持増進に配慮しつつ、
 - 農薬及び肥料の適正な使用の確保
 - 家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進
 - 環境への負荷の低減に資する生産方式の導入
- 当該農産物の流通・消費が広く行われるよう、
 - 農産物の円滑な流通の確保
 - 消費者への適切な情報提供の推進
 - 環境への負荷の低減の状況の把握及び評価手法の開発 等



太陽光発電で 次の世代に 豊かな未来を

一般社団法人日本PVプランナー協会